

市民税・県民税の申告は

3月17日(月)まで

問 税務課 ☎56-0608

所得税(国税)の確定申告は折込みチラシに掲載しています。

市HPで市民税・県民税
申告書を作成できます！

「市民税・県民税申告書作成コーナー」で、収入や控除金額を入力すると自動計算され、申告書が作成できます。申告書は税務課窓口に持参または郵送で提出してください。



市民税・県民税申告

対 2025年1月1日に本市に居住し、2024年中に収入があった人。ただし、以下の人は申告不要。

- 所得税の確定申告をする人
- 収入が年金収入または年末調整済みの給与収入のみで、他に申告する控除がない人

持 ● ①マイナンバーカード②マイナンバー通知カード、もしくはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。(①②のいずれか)
● 源泉徴収票など2024年中の所得がわかるもの(原本)
● 2024年中の控除金額の証明となるもの(生命保険などの支払証明書、医療費などの領収書、寄付先から発行された証明書、障がいの程度がわかる障害者手帳など)

他 所得がなかった人でも、次に該当する人は申告が必要。

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要と思われる人
- 国民年金保険料の免除申請をする人
- その他福祉、医療サービスを受けるため所得金額などの証明が必要な人
- 2025年度(2024年分)の所得証明書や非課税証明書が必要な人



	日 時			会 場
A	1月6日(月)～	8:30～17:00	※土・日・祝日除く	税務課(市役所本庁舎1階)
B	2月17日(月)～ 28日(金)	9:30～16:00	※土・日・祝日除く	イオンモール長久手4階 イオンホール(確定申告会場内)

※Aは事前予約不要。Bの市民税・県民税申告については事前予約不要。(確定申告の予約方法については折込みチラシに掲載。)

※多数の来場者が予想されますので、上記二次元コードの「申告書作成コーナー」で事前に申告書を作成し、郵送または持参されることをお勧めします。

社会保険料控除のための 納付額確認書

問 介護保険料……………長寿課 ☎56-0613
後期高齢者医療保険料…保険医療課 ☎56-0617
国民健康保険税……………保険医療課 ☎56-0618

介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、確定申告において社会保険料控除の対象となります。2024年中に納めた人には、1月下旬に納付額確認書を各担当課から送付します(後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は同一の確認書でお知らせします)。確定申告を行うまで大切に保管してください。

ただし、遺族年金および障害年金以外の年金からの天引き(特別徴収)で納めた人には送付しません。日本年金機構などの年金保険者から送付される源泉徴収票を確認してください。